

令和 6 年第 3 回尾鷲市議会定例会会議録

令和 6 年 9 月 2 6 日（木曜日）

○議事日程（第 5 号）

令和 6 年 9 月 2 6 日（木）午前 1 0 時開会

日程 第 1 会議録署名議員の指名

日程 第 2 議案第 4 4 号 尾鷲市ゼロカーボンシティ推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

日程 第 3 議案第 4 5 号 尾鷲市立小規模保育所条例の制定について

日程 第 4 議案第 4 6 号 尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程 第 5 議案第 4 7 号 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について

日程 第 6 議案第 4 8 号 令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について

日程 第 7 議案第 4 9 号 令和 6 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について

日程 第 8 議案第 5 0 号 令和 6 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について

日程 第 9 議案第 5 1 号 令和 6 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 1 号）の議決について

日程第 1 0 議案第 5 2 号 令和 5 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 1 議案第 5 3 号 令和 5 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 2 議案第 5 4 号 令和 5 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 3 議案第 5 5 号 令和 5 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について

日程第 1 4 議案第 5 6 号 令和 5 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

日程第 1 5 議案第 5 7 号 尾鷲市過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第 1 6 議案第 5 8 号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関

する協議について

日程第17 議案第59号 工事請負契約について（国市浜公園野球場建設工事）
（委員長報告、質疑、討論、採決）

○出席議員（8名）

1番 南 靖 久 議員	2番 小 川 公 明 議員
3番 濱 中 佳芳子 議員	4番 西 川 守 哉 議員
6番 中 村 文 子 議員	7番 岩 澤 宣 之 議員
8番 中 村 レ イ 議員	10番 仲 明 議員

○欠席議員（2名）

5番 村 田 幸 隆 議員	9番 中 里 沙也加 議員
---------------	---------------

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君
会計管理者兼会計課長	野 地 敬 史 君
政 策 調 整 課 長	三 鬼 望 君
政 策 調 整 課 調 整 監	後 藤 健 太 郎 君
政 策 調 整 課 調 整 監	西 村 美 克 君
総 務 課 長	森 本 眞 明 君
財 政 課 長	岩 本 功 君
防 災 危 機 管 理 課 長	大 和 秀 成 君
税 務 課 長	三 鬼 基 史 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	湯 浅 大 紀 君
福 祉 保 健 課 長	山 口 修 史 君
福 祉 保 健 課 参 事	世 古 基 次 君
環 境 課 長	平 山 始 君
商 工 観 光 課 長	濱 田 一 多 朗 君
水 産 農 林 課 長	芝 山 有 朋 君

水産農林課参事
建設課長
建設課参事
水道部長
尾鷲総合病院事務長
尾鷲総合病院総務課長
教 育 長
教育委員会教育総務課長
教育委員会生涯学習課長
教育委員会生涯学習課参事
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監
監 査 委 員
監 査 委 員 事 務 局 長

千 種 正 則 君
塩 津 敦 史 君
上 村 元 樹 君
神 保 崇 君
竹 平 專 作 君
高 濱 宏 之 君
田 中 利 保 君
柳 田 幸 嗣 君
山 中 英 幹 君
森 下 陽 之 君
渡 邊 史 次 君
民 部 俊 治 君
仲 浩 紀 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長
事務局次長兼議事・調査係長
議 事 ・ 調 査 係 書 記

高 芝 豊
濱 野 敏 明
樺 田 朋 実

〔開会 午前 9時59分〕

議長（南靖久議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、5番、村田幸隆議員と9番、中里沙也加議員は、いずれも病気のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、6番、中村文子議員、7番、岩澤宣之議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第44号「尾鷲市ゼロカーボンシティ推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から日程第17、議案第59号「工事請負契約について（国市浜公園野球場建設工事）」までの計16議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました16議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託し、御審査を願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、仲明委員長。

〔10番（仲明議員）登壇〕

10番（仲明議員） それでは、委員長報告をさせていただきます。

行政常任委員会における議案審査の経過並びに結果について御報告をいたします。

当委員会に付託になりました議案第44号「尾鷲市ゼロカーボンシティ推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」、議案第45号「尾鷲市立小規模保育所条例の制定について」、議案第46号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第47号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」、議案第48号「令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」、議案第49号「令和6年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第50号

「令和 6 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について」、議案第 5 1 号「令和 6 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 1 号）の議決について」、議案第 5 2 号「令和 5 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 5 3 号「令和 5 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 5 4 号「令和 5 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第 5 5 号「令和 5 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」、議案第 5 6 号「令和 5 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」、議案第 5 7 号「尾鷲市過疎地域持続的発展計画の変更について」、議案第 5 8 号「三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」、議案第 5 9 号「工事請負契約について（国市浜公園野球場建設工事）」、以上、条例関係 4 件、補正予算関係 4 件、決算関係 5 件、その他 3 件の計 1 6 議案につきまして、去る 9 月 1 2 日から 1 9 日までの計 5 日間にわたり、市長、副市長、教育長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査した結果、議案第 4 4 号から議案第 5 8 号につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決または認定すべきものと決しました。また、議案第 5 9 号、国市浜公園野球場建設工事の工事請負契約につきましては、賛成多数により可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査において、議案第 4 8 号、一般会計補正予算（第 5 号）のうち、環境課所管の電気自動車等購入補助金の支出 6 0 万円の補正予算につきましては、脱炭素社会実現に向けた取組であることは理解しつつも、その性能に関係なく一律補助金を交付する内容であることから、国産車と輸入車を同じ扱いにするのではなく、補助対象を国産車に限定してはどうかと意見が出されました。

また、最近、市街地付近で目撃されているツキノワグマ対策につきましては、所管の水産農林課より、熊おり設置による捕獲のための業務委託料 8 1 万 9, 0 0 0 円が補正予算として計上されましたが、捕獲後の対応についても人的被害が出ないよう、十分配慮した対策を取っていただくよう強く要望させていただきました。

以上をもちまして、行政常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

８番、中村レイ議員。

〔８番（中村レイ議員）登壇〕

８番（中村レイ議員） 皆様、おはようございます。

議案第５９号「工事請負契約について（国市浜公園野球場建設工事）」に、反対の立場から討論をさせていただきます。

広域ごみ処理施設の建設のため、浸水域に迫いやられた野球場の建て替えに係る費用の負担金は、５市町で８億５，０００万円です。５市町で８億５，０００万円の負担は尾鷲市も入っているので、他市町からの負担金は６億３，７５０万円だけです。

この金額には、避難施設、すなわち避難歩道橋も含まれた金額です。だから、今回の国市浜公園野球場工事費１２億５，４５５万円のうち、６億１，７００万円は尾鷲市単独の負担となります。

この浸水域に建てる野球場には、緊防債という、尾鷲市が実質３割しか負担しなくてもいい有利な起債は使えません。今後、この浸水域の都市公園のための避難歩道橋の建設や液状化に係る費用は全て５市町が負担してくれませんので、尾鷲市単独で工事費の５割を負担する必要があります。

高台に野球場があったとき、高校生の保護者の方から、野球場の使用料が高過ぎるので使えない、議会で問題にしてほしいという相談を受けました。高台にあった野球場の建て替え、国市浜公園の野球場の工事は９９．９７％で落札されました。１者しか応札がなかったからこの価格での落札となったという説明がありましたが、今まででも高過ぎる野球場使用料が、この高額な野球場の工事費で、高校生が使えない使用料になるのではないのでしょうか。高校生のために使用料を今までどおりもしくはそれ以下の料金に設定したら、今度は、人口がどんどん減少する市民がその全てを負担することになります。

何でも、新しくていいものを造るのは誰でもうれしいです。でも、その造られたものが、プロ仕様でアマチュアは使えないとか、使用料が高過ぎるとか、１０年たったら張り替えの生じる莫大な人工芝についての説明は、尾鷲市から市民に

向けては何もありません。子供たちが野球場を使える価格にするために、工事価格を少しでも抑えようとする努力が何もしなされない、この議案第５９号にとっても賛成することはできません。

以上が議案第５９号に対する反対理由です。どうか皆様の御賛同を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

これで反対討論を終わらせていただきます。

議長（南靖久議員） 他に討論はございませんか。

２番、小川公明議員。

〔２番（小川公明議員）登壇〕

２番（小川公明議員） 議案第５９号、あくまでも「工事請負契約について（国市浜公園野球場建設工事）」について、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

本工事につきましては、一般競争入札として広く公告をし、入札参加者を募集されており、その結果、入札参加者が１者の場合であっても、入札に必要な競争性は失われるものではないと考えます。

また、入札価格についても、市が設定した予定価格の範囲内であることから、何ら問題はなく、当然、適正であると判断されるものであります。

以上のことから、議案第５９号について賛成するものであります。皆様の御賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 他にございませんか。

４番、西川守哉議員。

〔４番（西川守哉議員）登壇〕

４番（西川守哉議員） 皆さん、おはようございます。

私は、議案第５９号「工事請負契約について（国市浜公園野球場建設工事）」に、反対の立場から討論をさせていただきます。

しかし、この反対討論は、野球場の賛否に関してではなく、あくまでも工事請負契約に関わる、つまり入札の方法についてであることから、その点を御理解願いたい。

本議案は、安藤・間・丸昇特定建設工事共同企業体を契約の相手方に、９月２日付で仮契約が締結された国市浜公園野球場建設工事について、本請負契約を締結するに当たり議会の議決を求めるものではありませんが、一般競争入札とは名ばかりで、実績などの縛りがあり、中部電力の専門業者の間がいる以上、このよう

な結果になることは分かり切ったことではありませんか。もっと実績などの縛りを緩くして、参加業者を増やすべきだったと思います。

ここで、新たに加わった議員さんたちや、私は土木で生計を立てる気はないと述べて勉強不足で何でも賛成の議員さんに分かりやすく説明すると、本工事の落札金額は１２億５，４５５万円、落札率が９９．９７％で、予定価格より３３万円だけ安いだけで、最低限度価格１１億９，７６５万８，０００円よりも５，６８９万２，０００円高く落札しているわけですが、１者入札にならないように、また、地元業者の育成を考えた入札の条件を考慮していれば、差額の５，６８９万２，０００円を他の附帯工事に使えたのではないのでしょうか。発注方式の工夫もせずに、５，６８９万２，０００円をもったいないとも思わない、９９．９７％でしかも１者入札となると、市民の皆さんの同意は得られないと私は考えております。

このような市民の血税の使い方をしておいて、片や、ホームページでは、都市公園の募金を募っていますが、ふざけるなの思いしか、私にはありません。議員としても、一般市民としても、到底容認することはできません。

以上の理由から、議案第５９号に対する反対の理由とするものです。あくまでも野球場の賛否を問うているのではなく、入札の条件に対しての反対討論ですから、御賛同いただきますようよろしく申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。

議長（南靖久議員） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第２、議案第４４号「尾鷲市ゼロカーボンシティ推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第４４号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第３、議案第４５号「尾鷲市立小規模保育所条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第４５号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第４、議案第４６号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第５、議案第４７号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第６、議案第４８号「令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第５号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第７、議案第４９号「令和６年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 50 号「令和 6 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 51 号「令和 6 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 1 号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 52 号「令和 5 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第 52 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第 11、議案第 53 号「令和 5 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第 53 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第 12、議案第 54 号「令和 5 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第５４号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第１３、議案第５５号「令和５年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第５５号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第１４、議案第５６号「令和５年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決及び認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第５６号は委員長の報告のとおり可決及び認定することに決しました。

次に、日程第１５、議案第５７号「尾鷲市過疎地域持続的発展計画の変更について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第５７号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１６、議案第５８号「三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

最後に、日程第１７、議案第５９号「工事請負契約について（国市浜公園野球

場建設工事)」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長（南靖久議員） 起立多数。起立多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、9月3日開会以来、本日まで慎重なる御審議を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会におきまして、議案第44号「尾鷲市ゼロカーボンシティ推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」をはじめとする議案16件と諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」をはじめとする諮問3件と報告第11号「専決処分事項の承認について」をはじめとする報告3件につきまして、いずれも御承認を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中においていただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、健康にはどうか御留意いただき、ますます御健勝の上、御活躍されますことを祈念申し上げ、簡単ではございますが、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（南靖久議員） 去る9月3日以来、長い間、誠に御苦勞さまでございました。

これをもって、令和6年度尾鷲市議会第3回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前10時26分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 南 靖 久

署 名 議 員 中 村 文 子

署 名 議 員 岩 澤 宣 之